債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号
愛媛県松山市東石井４丁目18番３号
清算株式会社　株式会社ハット
代表清算人　吉見　達治
１　決定年月日　令和７年９月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０２５号
大阪市中央区北浜２丁目３番９号
清算株式会社　株式会社K
代表清算人　片岡　　牧
１　決定年月日　令和７年９月10日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続のために清算株式会社に生じた債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先債権、特別清算の手続のために清算株式会社に生じた債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　調整条項
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。
この場合において、各協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取り扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

再生手続開始

再生計画認可